

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成27年11月5日(平成27年(行個)諮問第179号)

答申日：平成28年6月8日(平成28年度(行個)答申第27号)

事件名：本人が特定日に申告した人権侵犯事件に係る記録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書19に記録された保有個人情報(以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。)につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年8月12日付け総(庶)第708号により特定地方法務局長(以下「処分庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、保有個人情報の部分開示ではなく、全部開示をすとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

審査請求人は、特定年月日から、特定国税局長、国税庁長官、人事院総裁、財務大臣、元内閣総理大臣、そして、現在の内閣総理大臣等から、差別等を受けています。差別も是正されずに、定年退職をしました(特定日付け)。

審査請求人には生きていくかぎり、差別等が続きます。(上記にしるしたところ。そして、法務局)

正しい事をおこなうことができない人が行政等をしているからです。今回の人権侵犯について、どのような聴取等を行なったのか、(特定地方法務局の職員の方々等)等正直に知る権利があると思います。まして、(略)の係の者(仲間というか)がどのように聴取に応じたのか、答弁したのか審査請求人には知る権利があります。(ただし、マーキングというのですか、みえなくすることですが、応答者の名前等については、不開示でもやむを得ないと思います。)

なお、処分庁から届いた文書ですが「調査の結果、人権侵犯の事実が

あったとまでは、判断することができませんでしたので、侵犯事案不明確の決定をしました」とありましたが、部分開示では、不明確の理由を審査請求人が理解することができません。よって、理解する為には、納得する為には、これらを（全てを）知る権利があります。（応答者の個別情報まではもとめません）

応答者（法務局の職員から聴取を受けた者）が話した真実の内容を知る権利が審査請求人にはあります。

多分、職員は、国家公務員ですから、（略）の不利になること、そして、わが身がかわいい（大事です）ですから、聞こえなかった等、と話していると思います。

このようにすいそくしております。せめるつもりはありませんが、経過等の内容をすべて知りたいです。

よって、部分開示にも問題あります。

特定支局の総務課長が電話で回答しますか、と、審査請求人のケイタイに電話をかけてきましたが、人権に関すること、電話でこたえると云われた時、笑ってしまいますね。審査請求人は、文書でお願いしました。そして、相手にも伝えるといわれました。今回、いただいた資料には、なかったように思いますがどうでしょうか。お調べください。

また、審査請求人は特定支局の人が全部やっていただいておりますものと思っておりましたが、結果（短い文）が総務課長から電話があったので、〇〇から来ると思いましたが、本局から届きました。総務課長にお伝えください。「言葉がたりません」と。よろしく。

また、再審査（人権侵犯）をしていただきたいと思っております。というのは、特定個人と話した時、審査請求人のすわっているうしろにはすぐに（略）があるのですよ。これをいったと思っておりますが、（調べて等していただいておりますと思っております。）

以上、せつれつな文で申し訳ありませんが、ご理解ください。

なお、審査請求の理由等を理解等していただく為に、請願した書類等（国税庁に回付されました）の写し（情報公開の資料等）等を添付（略）します。

追伸 「2 不開示とした部分とその理由」欄（1）～（4）ありますが、URLとかそんなところまでは審査請求人は望んでいませんよ、だけいっておきます。

（2）意見書1

意見らしき意見を述べよと言われましたら、

- ・ マーカー部分（黒ぬりですか）ですか、聴取場所、被聴取者氏名、生年月日については、不開示、マーカー部分で良いと思っておりますが、聴

取内容については、開示しマーカー部分をなくして、開示すべきだと思えます。

もし、一部、被聴取者がわかると想定されると思うところは、一部マーカー（黒ぬりで）全部、黒ぬりにすることはないと思えます。

- ・ 特定日付けで処分庁から、審査請求人への通知について

（審査請求人）様から特定年月日Aに人権救済の申立てがございましたが、職場同僚によるプライバシーの侵害の件につきましては、調査の結果、人権侵犯の事実があったとまでは判断することができませんでしたので、特定年月日Bに、侵犯事実不明確の決定をいたしました。とありますが、黒マーカーされているのは、審査請求人は、どのような事が聴取されて、この決定に至ったのかがわかりません。

明確、不明確は、処分庁の決定であればやむを得ないかもしれませんが、まっくろけでは、不明確の決定の詳細がわかりません。

これでは納得できません。一部、もう一度、マーカーのぬりなおしをしてください。（以下略）

（3）意見書2

（略）

審査請求人は内閣府の時に記入したことのとおりで。

メールとか電話番号はマーキングしていただいても結構ですが、「調査の結果、人権侵犯の事実があったとまでは判断することができませんでしたので、侵犯事案、不明確の決定をいたしました」とあることについて、部分開示では不明確の理由を審査請求人が理解することができません。よって理解する為には、納得する為には、これらを知る権利があります。

もう一度、27.10.8付の審査請求書（上記（1））をみてください。

（以下略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった保有個人情報の名称は、特定地方法務局本局が保有している情報であって、審査請求人が平成27年1月14日に申告を行った人権侵犯事件記録一式である。

処分庁は、下記（4）の理由により、平成27年8月12日、保有個人情報の部分開示決定をし、同日付け総（庶）第708号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」で審査請求人に通知した。

（2）「人権侵犯事件記録」に編綴される書類及びその記録内容について

人権侵犯事件とは、国民に保障されている基本的人権が侵害された疑

いのある事件をいい、法務省の人権擁護機関がこの人権侵犯事件について行う調査・処理の目的は、人権侵犯の疑いのある事案について、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。

人権侵犯事件記録に編綴される書類は、事件関係者から事情聴取した際の聴取報告書、事件の関係者から提出のあった資料、事件処理についての局内の決裁文書、及び救済手続に関する書類などである。これらの書類には、事件の概要、事件関係者の住所・氏名・職業・年齢、事件関係者から聴取した供述内容、局内における事件についての検討状況等が記録されている。

(3) 不服申立ての趣旨について

審査請求人は、処分庁が行った原処分を取り消し、全部開示とするとの決定を求めていると解される。

(4) 部分開示を行った理由について

ア 審査請求の対象である前記人権侵犯事件記録一式（以下「本件人権侵犯事件記録一式」という。）の中には、人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれている。

人権侵犯事件の処理に当たっては、証拠の評価、関係者の対応や事件に対する姿勢など様々な事情を総合的に判断して、どのような措置が自主的な紛争の解決に最適かを判断する必要がある。職員間での忌たんのない意見が事件関係者に開示されることになると、事件についての心証、供述の信用性への疑問、当事者の対応についての問題点などの意見をめぐって関係者から反発を招いたり、事件当事者間の関係を悪化させることもあり得る。

また、人権侵犯事件に関する法務省の人権擁護機関の措置には強制力がなく、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すものであることから、自主的な紛争の解決を図るためには、人権擁護機関の判断を説得的に説明し、当事者の理解を得るようにする必要がある。しかしながら、内部での様々な意見が当事者に開示されると、このような制度自体の目的を達成することができなくなるおそれがあることから、このような事態が生じることを恐れて、職員が、自己の意見に対する事件関係者の反応を意識し、率直な意見を述べたり、それを記録することをちゅうちょする等して事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

イ 本件人権侵犯事件記録一式の中には、審査請求人以外の特定の個人を識別する情報が含まれている。

これらの情報は、法14条2号に該当するとともに、これが開示されることとなれば、被害者その他の関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけでなく、調査そのものに協力することも拒否するようになり、人権侵害の救済を求め人が法務省の人権擁護機関に被害の申告をすることを差し控えたりするおそれもあり、その情報の開示によって、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報にも該当する。

ウ 本件人権侵犯事件記録一式の中には、審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該被聴取者を推認させる情報が含まれている。

人権侵犯事件においては一般に人権侵害をめぐって当事者間に紛争が発生しており、関係者が事件の調査に協力した事実や被害者その他の関係者に対する調査の内容等がその他の当該事件の関係者に開示されると、紛争が一層複雑化し、あるいは調査に協力した者が何らかの報復や不利益を受けるおそれがある場合が少なくない。人権侵犯事件の調査は、調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得ながら進めているのが実情であり、その秘匿が保障されなければ人権侵犯事件の適正迅速な調査処理に重大な支障が生じるおそれがある。すなわち、一般に被害者その他の関係者が情報の秘匿に極めて神経質であり、本件報告書を含む人権侵犯事件記録の取扱いに少なからぬ関心を払っている実情からは、審査請求人以外の者からの事情聴取の内容や当該被聴取者を推認することができる情報を第三者に開示すると、被害者その他の関係者が事実をありのまま述べることや証拠を提供することをちゅうちょしたり、調査そのものに協力することを拒否するようになる。また、そもそも、人権侵害の救済を求め人が、法務省の人権擁護機関に被害の申し出をすることを差し控えるようになるおそれもある。

このような事態となれば、十分な調査が実施できず、その結果、真相解明が困難となり、相手方へ啓発する等の実効的な被害者救済がなし得なくなるばかりでなく、人権救済制度そのものの適切な運用ができなくなることとなる。したがって、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

エ 本件人権侵犯事件記録一式の中には、法務局に設置されている専用

端末に関するURL（公開されていないもの）が含まれている。

同URLは一般には公開されておらず、これが開示されることになれば、外部からの不正なアクセスの危険が高まり、情報の改ざんやなりすましメールの送信等が行われるおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、この情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とした。

(5) その他

審査請求の対象となっている本件人権侵犯事件記録一式のうち、不開示情報に該当する部分及び不開示理由のいずれに該当するかについては、別紙のとおりである。

2 補充理由説明書

本件保有個人情報のうち、文書9（メール文書）の本文の一部として不開示とした情報の中には、法務省人権擁護局調査救済課の非公表の直通電話番号が含まれている。

当該電話番号は職員、関係機関その他の関係者との間での連絡に用いることを想定して、平日の業務時間外や土、日、祝日等の電話交換が業務を行っていないときでも、緊急を要する電話等を直接受電できるようにするため設けたものであるところ、このような情報が開示されることになれば、外部の者がみだりに当該電話番号に架電するなどし、事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、法14条7号柱書きに該当する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| ① 平成27年11月5日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月24日 | 審議 |
| ④ 平成28年1月13日 | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ⑤ 同年4月12日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施並びに本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 同年5月12日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ 同月25日 | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑧ 同年6月6日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、審査請求人が特定日に申請した人権侵犯事件に関する結果通知までの書類等に係る保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙に掲げる文書1ないし文書19に記録された保有個人情報

報を本件対象保有個人情報として特定した上で、その情報の一部が、法14条2号及び7号の不開示情報に該当するとして、当該部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書及び意見書において、法務局に設置された専用端末に関するURL、聴取場所、被聴取者氏名及び生年月日並びにメール及び電話番号を除く部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としているので、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分について

ア 当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、本件対象保有個人情報が記録されている文書は、別紙掲載のとおり、特別事件開始報告書（文書1ないし文書3）を先頭に、申告調書（文書4）や特別事件調査結果報告書（文書5ないし文書7）の外、聴取報告書（文書16ないし文書18）等の計19の文書から構成されており、その内容から、これらの文書は、審査請求人を被害者とする特定の人権侵犯事件処理に関する一連の文書であると認められる。

上記各文書に記録された保有個人情報のうち、文書1、文書4、文書5、文書12及び文書14の計5文書については、原処分において、全部開示され、その余の14文書については、別紙の「不開示部分」欄に掲げる部分が不開示とされていると認められる。

イ このうち本件不開示部分は、審査請求人が開示を望まない等とする部分（文書9（メール文書）の不開示部分（法務局に設置された専用端末に関するURL、電話番号等）並びに文書16ないし文書18（聴取報告書）の「聴取場所」欄及び「被聴取者」欄のうち氏名及び生年月日）を除く部分であると認められる。

(2) 人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれている部分

ア 諮問庁の説明

①文書2及び文書3の「調査計画」欄、②文書3及び文書6の「参考事項」欄、③文書6及び文書7の「処理方針」欄及び「理由」欄並びに④文書8、文書10及び文書11の件名の一部及び本文の一部には、人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれており、このような職員間での忌たんのない意見や内部での様々な意見が当事者等事件関係者に開示されると、事件についての心証、供述の信用性への疑問、当事者の対応についての問題

点などの意見をめぐって関係者から反発を招いたり、事件当事者間の関係を悪化させることもあり得る外、このような事態が生じることを恐れて、職員が、自己の意見に対する事件関係者の反応を意識し、率直な意見を述べたり、それを記録することをちゅうちょする等して事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

イ 検討

上記アの不開示部分には、法務局内部における本件の人権侵犯事件の取扱いや処理についての内部的な協議・検討を行った状況やその結果が、本件事案の処理に係る職員の率直な意見・評価又は心証等とともに記録されていると認められる。

人権侵犯事件の調査事務は、様々な領域における幅広い事象を扱うものであり、また、その内容も機微にわたるものが多い上、その事実関係の調査や解決のための措置として任意的手段しか有しないこと等に照らせば、人権侵犯事件の調査事務を適切に遂行するためには、法務局内部において忌たんのない意見交換を行い、十分な検討を行う機会が確保される必要があるものと認められる。

かかる必要性に鑑みれば、当該不開示部分に記録された内部的な協議・検討の過程やそこにおいて出された意見・評価又は心証等が開示されることになると、職員において、今後の人権侵犯事件一般に係る事案の検討に際し、その内容が開示された場合の影響等を憂慮する余り、十分な検討や率直な意見を述べることを差し控えるなどし、自由かつ達な意見交換が行われなくなり、ひいては国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないことから、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められるため、不開示としたことは妥当である。

- (3) 審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該被聴取者を推認させる情報等が含まれている部分（上記(2)で判断した部分は除く。）

ア 諮問庁の説明

①文書6及び文書7の「目録」欄の一部、②文書13及び文書15の宛名及び本文、③文書16ないし文書18の「被聴取者」欄（氏名及び生年月日を除く。）、「聴取内容」欄及び別添資料（文書16のみ）並びに④文書19の「受信者」欄及び「聴取の概要」欄には、審査請求人以外の特定の個人を識別する情報及び審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該被聴取者を推認させる情報が含まれている。

当該部分を開示すると、被害者その他の関係者が事実をありのまま述べることや証拠を提供することをちゅうちょしたり、調査そのものに協力することを拒否するようになり、十分な調査が実施できず、その結果、真相解明が困難となり、相手方へ啓発する等の実効的な被害者救済がなし得なくなるなどから、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。また、審査請求人以外の特定の個人を識別する情報は、同条2号にも該当する。

イ 検討

上記アの不開示部分には、本件の人権侵犯事件において、法務局が審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容及び当該被聴取者を推認させる情報等が記録されていると認められる。

強制的な手段を持たない人権侵犯事件の調査は、関係者の協力を得ながら行われるものであり、もともと当事者間に何らかのトラブルや紛争が生じている場合も少なくないと考えられることから、これらの情報が開示され、関係者に関する情報や事件の調査に協力した事実、その内容等が他の関係者等に明らかにされると、関係者が事実を述べたり証拠を提供することに消極的になるなどし、調査に協力することを拒否するようになるなど、人権侵犯事件の調査事務に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。また、人権擁護機関の事実認定は、人権救済の申立人及び被害者の申告内容のみならず、当該申立人及び被害者以外の関係者に対する調査結果を踏まえたものであることから、当該不開示部分を開示すれば、調査の相手方その他の関係者の反発を招くおそれがあるばかりではなく、そもそも調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得つつ進めていく必要のある人権侵犯事件の調査手続自体に対する不信や非協力といった事態を招き、ひいては今後の国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

したがって、当該不開示部分については、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められるため、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は同号柱書きに該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象保有個人情報記録された文書並びに不開示部分及び不開示理由）

文書番号	文書名	不開示部分	不開示理由（第3の1（4）の該当項目）
文書1	特別事件開始報告書		
文書2	同上	「調査計画」欄	ア
文書3	同上	「参考事項」欄及び「調査計画」欄	同上
文書4	申告調書		
文書5	特別事件調査結果報告書		
文書6	同上	「処理方針」欄	ア
		「理由」欄	アないしウ
		「参考事項」欄	同上
		「目録」欄の一部	イ及びウ
文書7	同上	「処理方針」欄	ア
		「理由」欄	アないしウ
		「目録」欄の一部	イ及びウ
文書8	特別事件の処理について	件名の一部及び本文の一部	ア
文書9	メール文書	同上	同上
		URL	エ
文書10	特別事件の処理について	件名の一部及び本文の一部	ア
文書11	同上	同上	同上
文書12	文書		
文書13	同上	宛名及び本文	イ及びウ
文書14	同上		
文書15	同上	宛名及び本文	イ及びウ
文書16	聴取報告書	「聴取場所」欄，「被聴取者」欄，「聴取内容」欄及び別添資料	同上

文書 17	同上	「聴取場所」欄，「被聴取者」欄及び「聴取内容」欄	同上
文書 18	同上	同上	同上
文書 19	口頭聴取書	「受信者」欄及び「聴取の概要」欄	同上